

京都議定書における遵守システムに関する手続き及びメカニズムについての日本の予備的提案

日本

日本国政府は「補助機関第11回会合における遵守に関する共同作業部会の作業報告書」(FCCC/SB/1999/CRP.7)にある内容に対応すべく下記の提案を行い、各締約国のコメントを求める。この提案は予備的なものである。

1. 目的

1.1. この手続きとメカニズムの目的は、下記によって京都議定書の実施を促進し、議定書にある約束の実施を確実にし、不履行を抑止することにある。

- (a) 不履行の事例を決定する。
- (b) 議定書の実施において直面する問題を解決できるように締約国に対して助言と支援を提供する
- (c) 議定書の遵守を推進するために促進的な手段と執行手段の両方を備える。

1.2. この遵守システムは議定書にあるすべての約束に適用される。

註： 遵守システムの「性格と原則」¹⁾は下記の通りとする。

- (a) 性格：信頼性が高く、整合性があり、効果的で、予測可能で、透明性がある。
- (b) 原則：法手続き、バランス、効率。

2. 諸機関

2.1. 遵守機関

2.1.1. 遵守機関を常設の機関として設置する。遵守機関は、議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議(COP/moP)により任期をX年として選出されるX名²⁾のメンバーによって構成される。メンバーの過半数は附属書に含まれる締約国から選出されるものとする。メンバーは連続する任期一期につき再選されることできる³⁾。

1) 遵守に関する詳細な手続きとメカニズムを立案する際には、これら要素が考慮されることとなるが、遵守に関するCOP/moP決議の最終案文で規定する必要はない。

2) この機関が効率的に機能するように、なるべく少人数とする。

3) メンバー資格とその選出方法について更に検討する。

2.1.2. 遵守機関はその議長及び副議長を選出する。その任期は一回1年とする。また、副議長は遵守機関の報告者の役割も果たす。

2.1.3. 遵守機関は、別途決議する場合を除き、年2回会合を持つ。UNFCCC事務局がこの会合に関する手配を行う。

2.2. 京都メカニズム委員会

2.2.1. 遵守機関のもとに京都メカニズム委員会を設置し、下記4.2項に述べる職務を遂行するために必要に応じて会合を持つ常設機関とする。委員の過半数は附属書 に含まれる締約国から選出されるものとする⁴⁾。

2.2.2. 京都メカニズム委員会はその議長及び副議長を選出する。その任期は一回X年とする。また、副議長は委員会の報告者の役割を果たす。議長は連続する任期一期につき再選されることができる。

3. 諸機関が取り扱う問題

3.1. 遵守機関が取り扱う問題：

遵守機関は、下記の3.2で述べる京都メカニズムに関連する問題以外のあらゆる不履行に関する問題について、下記の場合に検討を行う。

- (a) 議定書第8条に基づき作成される専門家による検討班の報告書の中で問題が指摘された場合、
- (b) ある締約国またはある締約国グループが自身の実施に関して問題を提起した場合、
- (c) ある締約国またはある締約国グループが他の締約国または締約国グループの実施に関して十分な証拠を示した上で問題を提起した場合、
- (d) 京都メカニズム委員会が不履行に関する決定を行った後に、それに対する結果を決定するために問題を遵守機関に送付した場合、
- (e) ある締約国またはある締約国グループが京都メカニズム委員会による決定に対して異議を申し立てた場合。

⁴⁾委員の構成とその選出方法について更に検討する。

3.2. 京都メカニズム委員会が取り扱う問題：

京都メカニズム委員会は下記の問題を検討する。

- (a) 専門家による検討班の報告書が指摘する、あるいは、ある締約国またはある締約国グループが十分な証拠を示して提起するところの、附属書 に含まれる締約国における、第 6、12、17条⁶⁾に基づき単位の取引を行う適格性⁵⁾に関連する第 5 条及び第 7 条についての不履行の問題、
- (b) 専門家による検討班の報告書が指摘する、あるいは、ある締約国またはある締約国グループが十分な証拠を示して提起するところの、第 6 条で言及されている要件の附属書 締約国による実施についての問題、
- (c) その他京都メカニズムに関連する諸問題。

4 . 機能⁶⁾

4.1. 遵守機関

4.1.1. 遵守機関は、上記3.1項で述べた問題に対処するかどうかを決定する。

4.1.2. 遵守機関は、ある締約国またはある締約国グループにおいて京都メカニズムに関連する問題以外の問題について不履行かどうかを決定する。

4.1.3. 遵守機関は、不履行を防止するために締約国または締約国グループに対して助言及び支援を提供することができる。

4.1.4. 遵守機関は、遵守機関または京都メカニズム委員会が不履行と決定した場合、不履行の結果に関する表から一つの結果、またはその組合せについて決定を行う。

4.2. 京都メカニズム委員会

4.2.1. 京都メカニズム委員会は、上記3.2項で述べた問題に対処するかどうかを決定する。

4.2.2. 京都メカニズム委員会は、ある締約国またはある締約国グループにおいて上記3.2項で述べた問題について不履行かどうかを決定する。

⁵⁾ 第 6 条1(c)項は、締約国に対して第 5 条及び第 7 条に基づく義務を履行していない場合には第 6 条に基づきいかなるERUsも取得できないと規定している。日本もメンバーであるアンブレラ・グループは、同様の条件が第12条に基づくCERsの取得及び第17条に基づくAAUs

の取得 / 移転にも適用すべきと言う立場である。

(6) 「機能」の規定は、「手続き」の規定に組み込んでよい。

4.2.3. 京都メカニズム委員会は、不履行の事案の結果について遵守機関が決定すべきと判断する場合には、遵守機関にその決定を送付することができる。

5 . 事務局

UNFCCC事務局は遵守機関及び京都メカニズム委員会に対して下記の情報を提供する。

- (a) 議定書第 8 条に基づく専門家による検討班の報告書、
- (b) 議定書第 8 条の関連諸規定に従って特定された実施上の問題。

6 . 手続き

6.1. 総論

遵守機関と京都メカニズム委員会はCOP / moPの決議と指導に従う。

6.2. 情報源

遵守機関 / 京都メカニズム委員会は下記の情報を検討する。

- (a) 関係締約国が提供する情報、
- (b) 議定書第 8 条に基づく専門家による検討班の報告書、
- (c) 外部の専門家からの情報⁷⁾、
- (d) 遵守機関 / 京都メカニズム委員会が適当と判断する他のいかなる情報源からの情報。

6.3. 遵守機関⁸⁾

6.3.1. 遵守機関の議長は、定期会合に加えて、上記3.1項に従って同機関に持ち込まれる問題に対処することが必要な場合には、特別会合を召集できる。

6.3.2. 上記4.1.1項の規定に基づき、遵守機関は上記3.1項で述べた諸問題に対処するかどうかを決定する。3.1(c)項の場合、この問題に関する遵守機関の最初の会合では、提起された問題に十分な証拠があるかどうかを検討する。それに否定的であれば、その問題は却下される。それに肯定的であれば、その問題に対処する。

6.3.3. この機関は、必要と判断した場合には、UNFCCC事務局を通じて検討中の問題に関する追加の情報を下記の方法で要求することができる。

7) 既存のUNFCCCの外部専門家集団を更に検討しこの目的に利用することができる。

8) 手続きの時間的枠組みと票決ルールは別の場所で規定する。

(a) 関係締約国に追加の情報を提出するように要求する。

(b) 議定書第8条に基づく専門家による検討班に事実関係を再検討するよう要請する。

(c) 外部の専門家⁹⁾に、事実関係を明らかにするように要求する。

6.3.4. 遵守機関は、3.1項で述べられた関連する問題について、6.3.3項に基づいて提供される、或いは遵守機関が適当と判断する他のいかなる情報源からの情報を考慮に入れて検討する。

6.3.5. 関係締約国または締約国グループは、遵守機関による決定/決議の前後に、遵守機関に対して意見を述べる機会が与えられる。

6.3.6. 上記4.1.2項の規定により、遵守機関はある締約国またはある締約国グループが不履行かどうか検討し決定を行う。

6.3.7. 上記4.1.4項の規定により、この機関は、不履行の結果に関する表より不履行の事案に対する一つの結果若しくはその組合せについて決定を行う。

6.3.8. 遵守機関が決定/決議を行った場合は、すべての締約国へ通知される。また、その決定は公開される。遵守機関はそのとった行動についてCOP/moPへ報告書を提出する。

6.3.9. 約束の実施が問題となっている締約国または締約国グループは、COP/moPに対して再検討を要求する権利がある。

6.3.10. 遵守機関は、COP/moPから要求された場合、当該問題を再検討する。

6.4. 京都メカニズム委員会

6.4.1. 京都メカニズム委員会の議長は、上記3.2項に従って京都メカニズム委員会に問題が持ち込まれた場合、迅速に会合を召集する。議長は、効率上の観点から、委員会の会合を電子形式で開催することができる。

⁹⁾既存のUNFCCCの外部専門家集団を更に検討し、この目的に利用することができる。

6.4.2. 上記4.2.1の規定により、京都メカニズム委員会は上記3.2項で述べた問題に対処するかどうかを決定する。単位の取引に直接関与している締約国または締約国グループ以外の締約国または締約国グループから問題が提起された場合には、委員会のその事案に関する最初の会合では、提起された問題に十分な証拠があるかどうかを検討する。それに否定的であれば、その問題は却下される。それに肯定的であれば、その問題に対処する。

6.4.3. 京都メカニズム委員会は問題を迅速に解決する。原則として、委員会はある問題が委員会に持ち込まれてから60日以内にその問題に関する決定を行うものとする。

6.4.4. 京都メカニズム委員会は、必要と判断する場合に、UNFCCC事務局を通じて検討中の問題について追加の情報を下記の方法で要求することができる。

- (a) 関係締約国に追加の情報を提出するように要求する。
- (b) 議定書第8条に基づく専門家による検討班に事実関係を再検討するように要求する。
- (c) 外部の専門家に事実関係を明らかにするように要求する。

6.4.5. 京都メカニズム委員会は、3.2項で述べられた関連諸問題について、6.4.4項に基づいて提供される、または委員会が適当と判断する他のいかなる情報源からの情報を考慮に入れて検討する。

6.4.6. 関係締約国または締約国グループは、京都メカニズム委員会が行う決定の前後に、委員会に対してその意見を述べる機会が与えられる。

6.4.7. 委員会が決定を行った場合、すべての締約国へ通知される。その決定は公開される。委員会は、その決定に関して遵守機関とCOP / moPへ報告書を提出する。

6.4.8. 実施について問題となっている締約国または締約国グループは、遵守機関に対して再検討を要求する権利を有する。

7 . COP / moP の役割

7.1. COP / moPは遵守機関と京都メカニズム委員会に対して一般的な政策方針を提供するものとする。

7.2. COP / moPは、遵守機関と京都メカニズム委員会から報告書を受け取り、それを検討するものとする。

7.3. 遵守機関と京都メカニズム委員会の報告書を検討した後、COP / moPはそれらを承認するか、適当な場合には遵守機関に対して事案を再検討するように要求するものとする¹⁰⁾。

8 . 不履行の結果に関する表

不履行に対する可能性のある結果に関する表は以下のものとする。

(a) 助言を含む適切な技術的及び / または資金的支援。

(b) 注意喚起。

(c) 勧告。

報告要件の強化

政策及び措置を検討する派遣団の受け入れ

政策と措置

(d) 条約の運用停止に関する国際法の適用可能なルールに基づき、議定書における特定の権利及び特権の停止のCOP / moPへの勧告¹¹⁾ [上記(a) ~ (c)の措置を終了した場合]。

¹⁰⁾ WTOが採用している「ネガティブ・コンセンサス」も一つの選択肢として検討できる。

¹¹⁾ この文言は更に検討を加える。